

【 入院料等 】

606 網膜剥離、眼内炎、眼外傷及び急性緑内障発作に対する救急医療管理加算1の算定について

《令和7年7月31日》

○ 取扱い

入院初日に次の傷病名に対して緊急手術が実施された場合におけるA205「1」救急医療管理加算1の算定は、原則として認められる。

- (1) 網膜剥離
- (2) 眼内炎
- (3) 眼外傷
- (4) 急性緑内障発作

○ 取扱いを作成した根拠等

A205「1」救急医療管理加算1については、算定対象となる患者の要件の一つとして、厚生労働省告示*に「十 緊急手術、緊急カテーテル治療・検査又はt-P A療法を必要とする状態」と示されている。

(1)から(4)に掲げる疾患は、放置すると失明の恐れがあり、速やかに手術を施行する必要がある。

以上のことから、入院初日に(1)から(4)の傷病名に対して緊急手術が実施された場合におけるA205「1」救急医療管理加算1の算定は、原則として認められると判断した。

(※) 基本診療料の施設基準等